

平成 27 年版 パーフェクト宅建 分野別過去問題集
【法改正のお知らせ】

(3689)

平成 27 年 8 月 13 日
 (株)住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
279 ページ・肢③の 3 行目	この特例は平成 27 年 3 月 31 日まで延長されている。	この特例は平成 30 年 3 月 31 日まで延長されている。
317 ページ・肢④の 2 行目	二つの方法があり、これらを併用するものとする	二つの方法があり、原則として、これらを併用するものとする
317 ページ・解き方テクニック 4・下から 1 行目	「併用」するものとする。	原則として「併用」するものとする。
453 ページ・解き方テクニック 65 ・ 3	免税業者の場合 × 4 %	免税業者の場合 × 3.2 %
497 ページ・肢②	建物を改装又は改築（以下「改装等」という）したことを表示する場合は、その改装等の内容及び時期を明示することとされている	建物をリフォーム又は改築（以下「リフォーム等」という）したことを表示する場合は、そのリフォーム等の内容及び時期を明示することとされている